

令和2年度 第2回横浜市精神保健福祉審議会

日時	令和3年1月28日(木) 14:00~16:00
開催場所	横浜市開港記念会館6号会議室
出席者	天貝委員、飯島委員、池田委員、石井委員、大友委員、大貫委員、金子委員、川越委員、佐伯委員、土屋委員、豊田委員、西井委員、長谷川委員、樋口委員、菱本委員、宮川委員、山口委員
欠席者	石渡委員、伊東委員、三村委員
開催形態	公開(傍聴人0人)
議題	<p>1 議題 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案について</p> <p>2 報告 (1) 第4期横浜市障害者プランの策定について (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和2年度の取組状況について (3) 障害者手帳のカード化について</p>
決定事項	議題および報告について了承された。

山口: 議事に先立ちまして、感染症防止の観点からWEBを併用しての会議開催について皆様にお諮りしたいと思います。事務局からあらかじめ皆様にご意向を確認していますが、参加できる委員がWEBにて会議に参加する件に関しては、皆様了承いただけるということで、よろしいでしょうか。
はい、ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。議題1「横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案について」事務局から説明をお願いします。

事務局: 資料1をご覧ください。横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)素案についてのご報告になります。依存症対策検討部会において計画の骨子から素案に至るまでご議論いただきました。素案がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。別紙1「本体」と別紙2「概要版」をお配りしていますが、本日は別紙2の概要版を用いてご説明いたします。素案は全部で5章となります。第1章の「計画の概要」では、計画策定の趣旨として、本計画は、本市の依存症対策の取組と、民間支援団体等が積み上げてきた活動を結びつけ、依存症に関する支援の方向性を打ち出し、関係者と共有することで包括的な支援の提供を目指すもの」としております。次に、「計画策定の位置づけ」ですが、本計画は国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」において定められた、地域支援計画として策定するものです。また、本計画は①「横浜市精神保健福祉審議会 依存症対策検討部会」での議論、②「横浜市依存症関連機関連携会議」での議論等を踏まえて、幅広い意見を取り入れながら策定を進めました。次に、計画の期間ですが、本計画の計画期間は、令和3年度~令和7年度の5年間としております。計画の対象ですが、本計画では、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症の3つを主たる施策の対象としつつ、ゲーム障害といった新しい依存症なども含めた総合的な依存症対策として策定しています。また、「2 用語の定義」ですが、本計画では、以下のように用語を定義しましたので、ご覧いただければと思います。

続いて、「第2章 本市における依存症に関連する状況と課題」の「1 本市の依存症に関する状況」では、本市における推計値や相談件数等を記載しております。次に「2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況」として身近な支援者、専門的な医療機関、民間支援団体等、行政の4つの整理を行い、それぞれが行っている取組と状況について記載しております。

次に「3 計画課題の整理」ですが、本計画の策定にあたって、検討部会や連携会議での議論、各種調

査等を通じ、一次支援から三次支援における12の「課題」を設定しています。資料中央に記載しているピラミッドの一番下が一次支援、真ん中が二次支援、一番上を三次支援としています。対象と定義については、一次支援が依存症の予防に向けた普及啓発や偏見解消に向けた理解促進の取組、二次支援は早期発見・早期支援として依存症の支援につながっていない人への支援に向けた取組、三次支援は、依存症の本人やその家族等の回復を支えていくための取組を指しており、民間支援団体等や医療機関の支援も含まれております。一次から三次の支援を踏まえて、それぞれのフェーズに対して①～⑫の課題をまとめています。

「第3章 計画の目指すもの」ですが、計画の基本理念として、「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」としております。また、この基本理念を受けて、本計画では、基本方針「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」を定めています。基本方針の実現に向けた取組体制について表で示し、専門的な支援者と身近な支援者が一体となって取り組んでいくとしています。

12個の課題に対応するため、6つの重点施策を置いています。1つ目は、「予防に資する普及啓発」として「若年層への啓発・依存症予防の知識の提供」を具体的な一例として挙げており、若年層へ右にあるようなパンフレットを配布し、普及啓発を行います。また、「身近な支援者等による啓発」、「多量飲酒等の防止（適量な飲酒）への取組」、「薬物乱用防止への取組」、「高校の保健体育でのギャンブル等依存症教育」を掲げています。次に「重点施策2 依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発」として、依存症について関心を持ち、正しい理解を促進する普及啓発の一例として右側に本市のホームページを掲載しておりますが、このようにインターネット等を活用して情報発信していきたいと考えております。

次に、二次支援にかかる重点施策として「重点施策3 相談につながるための普及啓発」を掲げています。ここでは、依存症の本人や家族等が相談につながる普及啓発、家族等向けの啓発、インターネットを活用した情報提供の取組を考えております。また、「重点施策4 身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組」では、施策の一例として連携会議による支援情報の収集と共有等、支援ガイドラインの作成及び支援者向け研修の実施、区役所の関係各課が連携した相談等への対応、内科等での気づきとつなぎといったものを項目として挙げました。資料の右側に連携会議のイメージを記載しておりますが、連携会議が中心となって取組を進めていきたいと考えております。

次に、三次支援にかかる重点施策として、「重点施策5 専門的な支援者による回復支援の取組」ですが、施策の一例として回復プログラム・家族教室の実施、民間支援団体等による依存症の本人や家族等への支援、民間支援団体等への活動支援、スタッフの人材育成・セルフケアのための取組を挙げております。また、「重点施策6 地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組」として、連携会議によるサポート体制の構築、回復や支援に関する情報共有、更生保護と一体となったサポートを施策の一例として挙げています。

最後に、「第5章 計画の推進体制」ですが、「1 関係主体に期待される役割」では、関係主体がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、一体となって取り組むこと、また一次支援～三次支援において、個々の団体・機関等がそれぞれの専門性を発揮して支援を行うとともに、自団体・機関が専門とする支援領域以外でも可能な支援・活動のあり方を模索することが重要、と記載しています。また、「計画の進行管理」では、本計画では、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体の進行管理を行います。また、重点施策ごとに指標を設け、計画の進捗状況を点検します。指標の検証にあたっては、施策ごとの取組の方向性を設定し、実績等の振り返りを定期的に行います。

資料1の2ですが、これまでの骨子から素案に至るまで依存症対策検討部会を2回開催し、議論して

いただいた内容を記載しています。第3回依存症対策検討部会では、主に「専門職、医療職に対する教育・研修の必要性を打ち出していけるとよい。」「回復は人それぞれであり、その人の困っている問題に支援者が寄り添うことが大切。」「全体的に非常に大事な計画ばかりで、是非推進してほしい。ただ、あまり広げ過ぎるとポイントがぼやけるかもしれないので、そこは注意が必要。」といったご意見をいただいています。第4回依存症対策検討部会では、主に「依存症の回復には、様々な経過や形があり、多様であることを掲載するとよい。」「内科等の依存症の専門ではない医療機関からつながることも多いので、連携は重要」といったご意見をいただいています。

なお、本日は伊東部会長がご欠席ですが、事前に「前回の部会では、素案について、それぞれの専門の立場から、語句の概念規定や記述の内容、文章の配置など細かなご指摘、積極的かつ建設的なご意見をいただきました。これまで本部会では、委員の積極的な参画によって、議論が展開されてきましたが、前回も同様で、このような成果物として到達できました。」とコメントをいただいております。

最後に今後のスケジュールですが、本日の説明資料を用いて、令和3年3月上旬から4月上旬までの30日間でパブリックコメントの実施を予定しています。資料配布場所として、区役所、市役所（市民情報センター）、横浜市こころの健康相談センター等に配架するほか、本市ウェブサイトにも掲載を予定しています。意見提出方法ですが、WEBで回答フォームを用意するほか、電子メール、配布する素案概要に添付のはがき、FAX等を用いてご意見をいただく予定です。また、パブリックコメント後の7月頃に令和3年度第1回依存症対策検討部会を開催し、ご意見をいただければと考えております。それを踏まえて10月に計画を策定し、11月にかけて第2回依存症対策検討部会、令和4年2～3月頃に第3回依存症対策検討部会を開催する予定です。

山口：ただ今、「横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）素案について」説明がありました。御意見・御質問はございますか。本日は伊東部会長がご欠席ということでコメントをいただきましたが、検討部会委員の方は他にご意見等ございますでしょうか。長谷川委員いかがでしょうか。

長谷川：特にありません。

山口：菱本委員はいかがでしょう。

菱本：よくまとまっていると思います。本体のボリュームが大変多いのでパブリックコメントでどこまで読み込めるかということはあると思いますが、リーフレット等がつけられていて良いかと思います。

山口：他にご意見等ございますでしょうか。宮川委員お願いします。

宮川：依存症の計画策定を進めていく過程で、当事者団体を入れるのはいかがでしょうか。また、回復プログラムに参加した意見として、難しくて嫌だったとあります。支援の継続として、支援につながってもやめてしまった人への支援が必要になると思われますが、計画相談などは活用できるのでしょうか。

事務局：ありがとうございます。依存症にも関係団体は多くあり、依存症対策検討部会では多くの民間支援団体の方に委員として入っていただいております。そこでご意見をいただいているほか、連携会議においても民間支援団体の方にご参加いただいております。

また、支援の継続についても重要と考えており、計画の中にある定義にも触れさせていただいております。相談については、各区の高齢・障害支援課においても相談可能ですが、さまざまな民間支援団体がございますので、そういったものを活用できるよう、連携会議を通してそれぞれの団体の強みを生かせるようにしていきたいと思っております。

宮川：手帳を持っていない方は、計画相談は受けられないのでしょうか。

事務局：手帳を持っている方はもちろん、持っていない方でもサービスを受けることはできます。

大貫：資料を読ませていただきましたが、今後、具体的に計画を進めていく中で、関係団体への支援をお願い

いできればと思います。

事務局：各種民間支援団体への支援については取組の中にも掲げさせておりますので、計画策定後も継続して取り組んでいきたいと考えております。

山口：他にご意見ございますでしょうか。大友委員。

大友：民間団体は、地域活動支援センターなどの助成金を受けて回復プログラム等を実施してかなりの成果をあげてきたと思いますが、NPO 法人の運営については実態としてかなり苦戦していますので、どうサポートしていくかについては大きな課題であり、これについて検討していただきたいです。
また、病院を退院して、施設で回復プログラム等の支援を受ける際に、アパートを探すなど、地域で住む場所を探すことが課題としてあげられますので、居住の確保について力を入れていただきたいです。

事務局：民間団体支援について、特に、コロナの影響を受けてさらに経費がかかっているとの声もうかがっております。本市では民間団体向けの補助金があり、今年度はコロナを受けてさらに拡充しておりますので、こういったものをご活用いただければと考えております。

住宅確保につきましても、依存症の方が治療に専念できるよう、回復と生活支援をセットとして考えていく必要があると考えています。自立後の住まいの確保を支援メニューの1つとして掲げており、生活のサポートも含め関係機関と連携していくことが重要と考えております。

山口：ありがとうございました。その他にご質問・ご意見ございますでしょうか。

宮川：ギャンブル依存症の方は多重債務等、依存症以外にも生活の面でサポートが必要だと考えます。

事務局：生活面でのサポートについては、司法書士にも連携会議の委員として参加していただき、支援策を検討しているところです。多重債務の方が相談に来た際に、多重債務の背景に依存症の問題がないか等、入り口の段階から含めてどのように連携ができるかを引き続き検討し、計画に反映させていきたいと考えております。

山口：そのほかにご質問・ご意見ございますでしょうか。

ただ今の説明・質疑を踏まえ、横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）の素案について審議会として承認ということによろしいでしょうか。また、引き続きこの件に関しては、伊東部会長のもと依存症対策検討部会において議論を行っていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

それでは、承認ということで、事務局にはこれをもとに計画策定を進めていただきたいと思います。

事務局：時間が押していますので各報告について手短にご説明させていただきます。

山口：それでは、報告事項に入ります。報告事項1「第4期横浜市障害者プランの策定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：資料2-1をご覧ください。第4期横浜市障害者プラン素案に係るパブリックコメントの実施概要ですが、令和2年9月16日～10月15日の30日間で行いました。

意見の分類については素案の項目に沿って記載していますが、最も多かったのが、「様々な生活の場面を支えるもの」で、普及啓発や人材確保や権利擁護に触れている項目と、並んで「生活の場面1 住む・暮らす」についてご意見をいただいております。

なお、合計すると850件になりますが、1つのご意見で複数の項目にまたがっているものがありますので、提出件数とは一致しません。(3)意見への対応ですが、「反映」は素案から原案の過程で意見を反映した件数になります。「賛同」は素案の内容にご賛同していただいた件数になります。「包含」はいただいたご意見の趣旨がすでに素案の中に含まれている件数になります。最も多い「参考」ですが、素案の内容は変更していませんが、今後計画を進めていくうえで内容を参考にする、という件数になります。「その他」は計画に関係がないご意見やご質問等です。

3をとばして4のスケジュールですが、令和2年12月にパブリックコメントの実施結果をホームペ

ージで公開しています。2月の第1回市会定例会でご議論いただき、3月の第3回障害者施策推進協議会での意見交換をもって計画策定、というスケジュールになっています。

次に、素案から原案（案）に至るまでに変更した箇所をご説明します。資料2-2をご覧ください。素案の該当箇所12ページの「精神障害」ですが、「2倍以上増えています」ということで手帳の所持件数のみ触れていましたが、自立支援医療の受給者数を追加しています。また、下の「基本目標」ですが、パブリックコメントで、「障害のある人もない人も」や「相互に」といった、比べるような内容を入れるのはよくない、「誰もが」という表現がよいのでは、という意見を踏まえて、原案（案）では「誰もが」というのを最初に置いています。ただこちらについては、12月の推進協で、障害者プランの基本目標に「障害」という文言が一つも入っていないのはどうか、「障害」という言葉を入れなくても理解が深まっているという状況にはたどり着いていないのでは、というご意見をいただきましたので、原案では文頭に「障害のある人もない人も」を追加しています。また、素案の該当箇所39ページの「第3章1-2暮らし」では多くのご意見をいただきました。内容としては、「障害のある方が当たり前の生活をするようになるべきですが、障害のある人の結婚、出産、子育て等について考慮されていないのではないか」というご意見を多くいただきました。これを踏まえて原案（案）では下線部の通り記載をしています。また、下の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムですが、素案の段階ではこれを進めていく主体がわからないというご意見をいただきましたので、原案（案）では各区福祉保健センターや精神障害者地域生活支援センター、基幹相談支援センターを追記しています。時間の都合上、その他の変更点については資料をご確認いただければと思います。

事務局：続けて、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた令和2年度の取組状況について」についてご報告させていただきます。

資料3をご覧ください。今年度10月に市自立支援協議会の部会として、第1回地域移行・地域定着部会を開催し、2月には2回目の開催を予定しています。部会で委員の皆様にご意見をいただきながら、各区における協議をサポートする「横浜市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築スタートアップガイド」を作成しました。2/9は当事者からいただいた意見の内容をもとにご議論いただきたいと考えております。

「2 各区における協議の場の設置への取組」ですが、令和2年11月30日に区の協議の場の核となる生活支援センター、区役所、基幹相談支援センターの3機関に向けた説明会を行い、スタートアップガイドや、システム構築に向けたプロセスを可視化するための取組シートについて説明を行いました。令和3年度は協議の場の中でスタートアップガイドを活用しながら地域課題の抽出、共有、到達目標を設定し、解決に向けた必要な取組を実施してまいります。

事務局：資料4の「障害者手帳のカード化」につきましても資料をご覧ください。

山口：以上の報告事項については、また資料をご確認いただければと思いますが、現時点でご質問やご意見等はございますか。菱本委員をお願いします。

菱本：質問ですが、障害の「害」という字は最近あまり使わないように思われますが、横浜市としては従来通り使用するということがよろしいでしょうか。

事務局：障害のあるご本人のことととらえて、字のイメージが悪いということで「がい」という表現にする自治体も増えてきていますが、横浜市としては、障害のとらえ方として社会モデル、社会の側に障害があるという考えを広めたいという認識です。「がい」にすることで、その意味合いが薄れてしまう危惧を抱いています。そのため障害者プランでも「害」と表記させていただいております。ただ、「平仮名にしてほしい」といった意見もいただいておりますし、社会のとらえ方も変わってくる可能性がありますので、プランの改定時または次の策定の際はこれを踏まえて、皆様のご意見を取り入れる必要があると考えています。

山口： 他にご意見、ご質問はございますか。大友委員お願いします。

大友： 協議の場を進めていくうえで多くの関係機関が集まって頻繁に会議を開催するのは現実的ではないと思います。そうした中で、情報共有のために ICT を活用していく必要があると思いますので、有効活用できるかどうかも含めて導入を検討していただきたいと思います。

事務局： 協議の場については、まずは事務局で顔を合わせて進めていくことをお願いしているところではありますが、様々な方のご意見を頂いたり、意識を合わせたりしていくうえで工夫が必要であると考えています。可能な範囲で取り組んでいきたいと考えています。

山口： 他にございますか。

宮川： 地域包括ケアシステムの協議の場について、各区によって構成団体の数が異なるので、どのくらいの規模で進められているのか。

事務局： 協議の場は自立支援協議会に連携した形で構成するようお願いしております。基本的には、生活支援センター、区、基幹相談支援センターを中核に構成されますが、議題によって集まるメンバーが異なる場合もあり得るかと思います。モデル区においては病院に入っただくなど様々です。

山口： 他にございますか。事務局よろしいでしょうか。

事務局： はい。駆け足でのご説明となつてしまいましたので、感想やご意見、ご質問等ございましたら事務局へご連絡ください。

山口： これで、本日の議題・報告事項はすべて終了しました。それでは、これをもちまして、本日の審議を終了いたします。